2014/8/8

「当面の工事時における植物移植案」等について

囃子水の自然を育てる会や真間川の桜並木を守る市民の会、緑のみずがき隊など大柏川第二調節池連絡会に集う市民は、２０１２年３月、同年８月に「水路・水源の現地調査報告」を、２０１３年３月に「動植物の生息に配慮すべき事項」を千葉県真間川改修事務所に提出してきました。この経緯を踏まえ２０１４年６月に示された「当面の工事時における植物移植案」等について、意見を述べさせていただきます。

１．植物移植について

県が示した移植案では、当面の工事範囲に見られる希少な重要種を新橋上流の右岸及び左岸の緑色範囲と上総掘の湧水水路部（水色範囲）に移植するとしています。新橋上流の緑色範囲で右岸側を（α）、左岸川を（β）とし、その部分の拡大図を図１に示します。

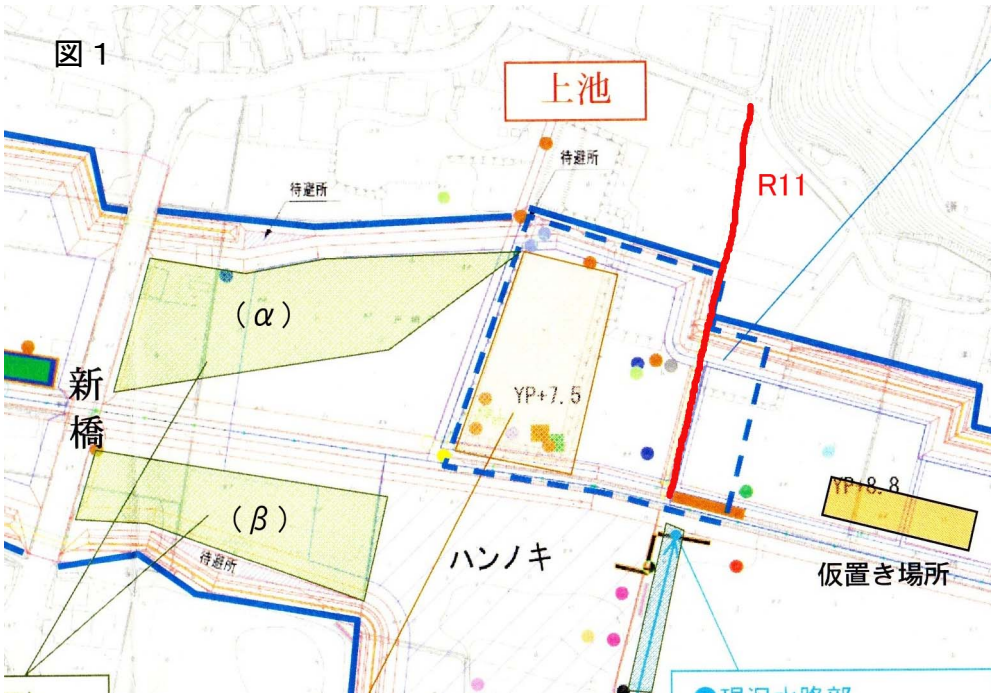

私達市民は２０１３年３月に提出した「動植物の生息に配慮すべき事項」で、動植物の生息に配慮すべき箇所を図で指摘しました。図１相当の部分を図２で示します。図２中のＰは、ヨシの高密度化やヤナギ類・セイタカアワダチソウの進入、乾燥化が進んで重要植物種の生息が困難となっており、生物多様性の富む湿生草地

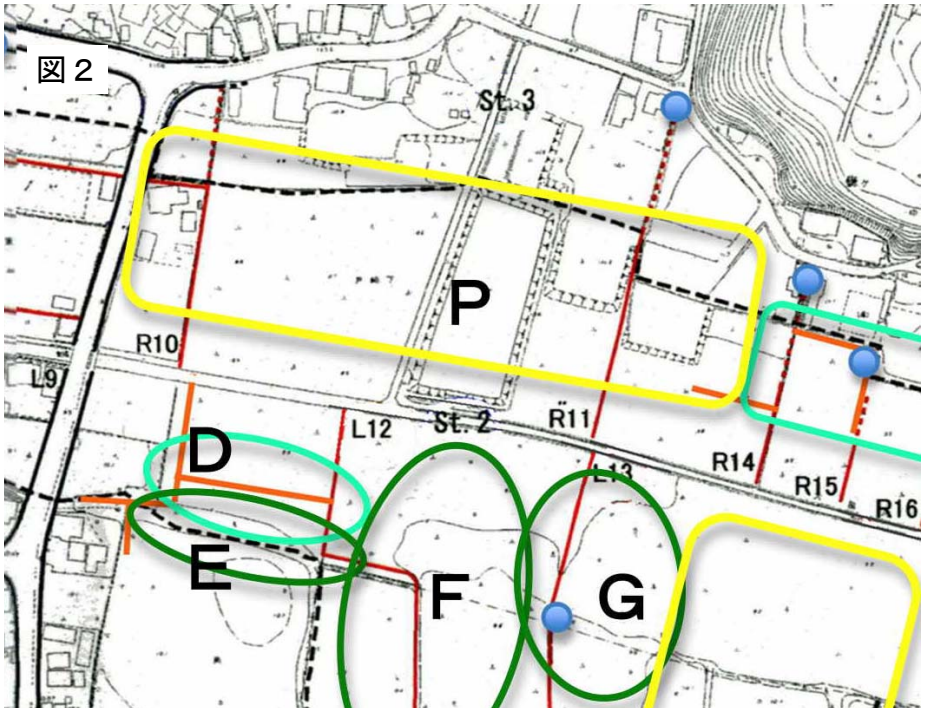

を積極的に復元・創造すべきです。一方、図２中のＤは、水辺と草地・林地が連続する環境が重要で、水路や水たまりは現状のまま維持し、改変しない配慮が必要です。

図１と図２を見比べて、以下を要望します。

（１）重要植物種の移植先として図１の（β）と湧水水路部（水色範囲）は不適であり、（β）と湧水水路部は改変しないこと。

（β）に相当するＤは、前述の通りに重点保全域で移植は避けるべきでする。

湧水水路部（水色範囲）に相当するＧは、ヤナギ-エノキ林が L13 水路を覆い暗く、強い日照を求めるタコノアシには不適です。

（２）図１の（α）と「当面の工事範囲」（青点範囲）は積極的な自然環境復元を行い、重要植物種を図１の（α）の範囲に移植すること。

（α）の中に次の池を造成し、重要植物種を移植してください。

①大柏川第一調節池上段部のように、棚池を設けて掘削する。棚池は水深 50cm 程で場所によって深さを変え、斜面は自然護岸で傾斜を緩やかにします。

②棚池の水際に地盤高が平水位と同じ高さになる場所を作ります。（※１）

③掘削前に重要植物種が確認された周辺の表土（腐植）を採取、保存しておき、棚池造成後に池の水際にその土を播きます。（※１）

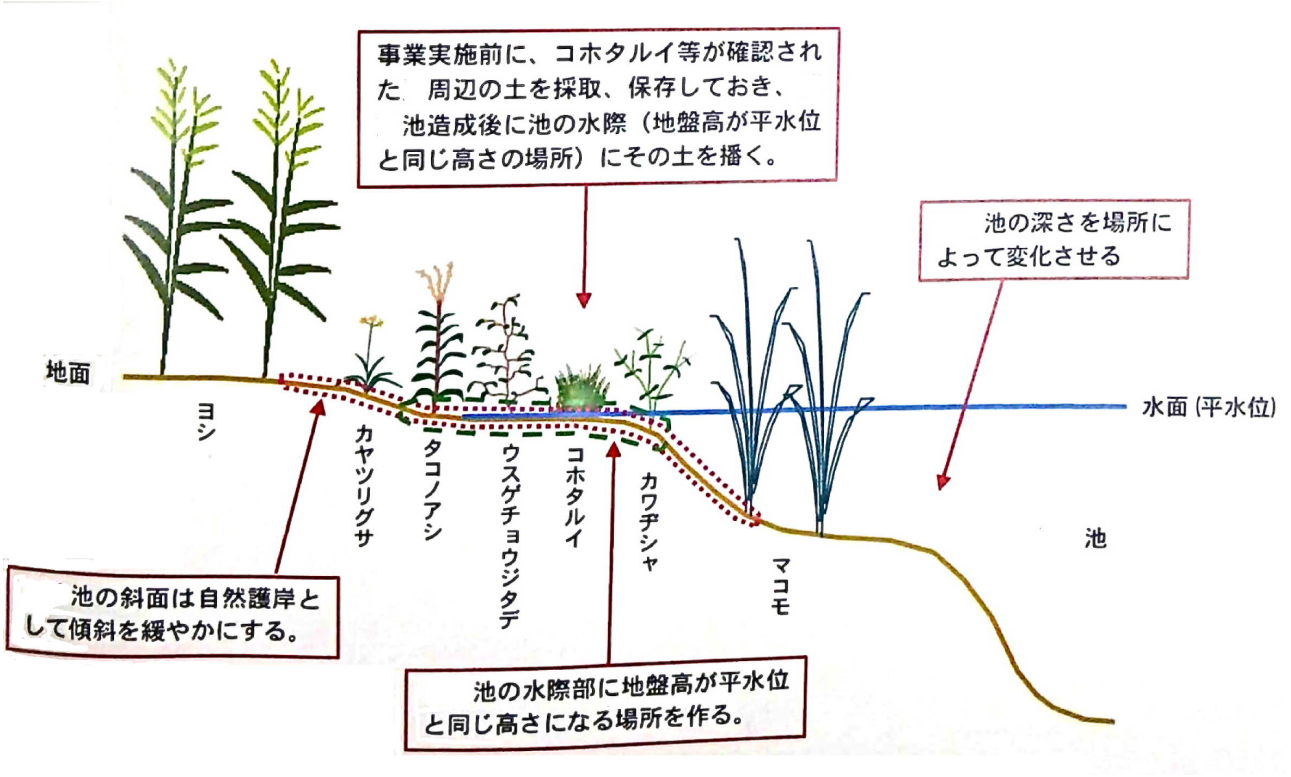

※１「河川基盤整備委託 大柏川第２調節池環境調査報告書 平成 23 年１月発行」より

２．水路・水源の保全について

私達市民は２０１２年３月に提出した「市民による水路・水源の現地調査 中間報告」で、新橋より上流部の水路・水源について４つの提言をしています。その中で、当面の工事に関わるものが２つあり、次の通りです。

> １．真間川流域では、湧水が枯渇し安定した水源をもつ土水路はほとんど見られなくなった。自然本来の河川の水源を確保し水辺環境を自然豊かにするには、新橋より上流部で現在残る土水路は貴重であり、全て保全が望まれる。
>
> ２．予定地内を湿地環境に維持するには、水源と土水路を一体的に保全する必要があり、図３の水源域Ａ、Ｂは予定地外であるが水循環の観点からも保全対策が望まれる。水源域Ａ、Ｂは住宅・事業所から雑排水が混入するなど問題がある。

水源域Ａ、Ｂは、台地斜面下で小谷津が低地へ開口し集水するところで､水量が多く水質も良好です。

図１の「当面の工事範囲」（青点範囲）の中に水路Ｒ11 が流れ、その北側に水源域Ａがあり、Ｒ11 の上流端には釜状に水が湧いています。

図２の水色丸印は調査で確認された湧水を示しています。これらの湧水は、鎌ヶ谷市景観形成基本計画で、「中沢白幡の湧水」と呼ばれ骨格的な景観資源と位置付けられています。

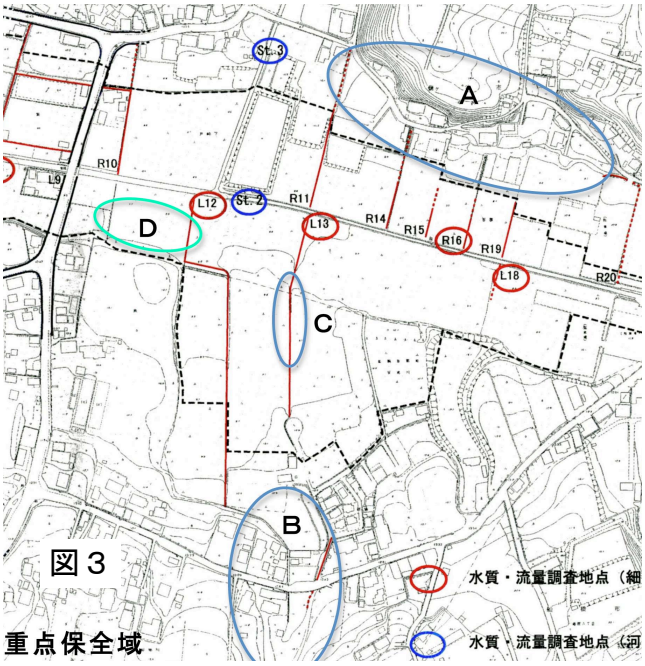

図３

重点保全域

Ｒ11 及び水源の湧水について、２０１２年１月に行った市民調査の結果を、写真と共に以下に示します。

地点	名称	種類	水量	水質	幅	深さ	水深	材質	植生	周囲	動植物	備考
51	R11終点	水路	多	清	80	120	10	ベニヤ、コルゲート管	低草	草地・未舗装道路	対岸にエノキ	仮設道路を暗渠で潜り放流
52	R11下ため池	溜池	多	清	500丸	20	10	土	高草	草地	アシ	高さ2mの土盛と事業所のコンクリ擁壁で水路が遮断
53	R11上水路	水路	少	汚	200	20	10	土	高草	草地	アシ、ササ、アカメガシワ	事業所から汚水混入、伏流しP52へ流出
54	R11上流端	湧水	多	清	50丸	70	5	土	低草	草地、舗装道路		釜で噴出、民家からプラ管で湧水を排水

P51　R11 終点

P51　R11 終点

P52　R11 下ため池

P52　R11 下ため池

P53　R11 上水路

P53　R11 上水路

P54　R11 上流端

P54　R11 上流端（湧水）

P54　R11 上流端（湧水）

P54　R11 上流端(周囲)

当面の工事にあたって、これらの「市民による水路・水源の現地調査」から、以下を要望します。

（１）Ｒ11 水路を保全し、同水路上流端からの湧水を調節池に流入させること。外周堤防はＲ11 水路を遮断しないように工夫すること。

（２）Ｒ11 上流端の湧水を保全すること。

Ｒ11 上流端の湧水は水源域Ａでも特に水量が多く、湿地環境の維持に水源確保は第一に大切です。

当面の工事範囲に隣接する事業所が、汚水を流したり、水路を遮断したりして環境悪化を起こしています。汚水の分流と水路の開削の措置が必要です。また、上流端の湧水は民家に隣接しています。調節池予定地外ですが、事業所や民家に理解を促し協力を求め、鎌ヶ谷市とも調整を図りながら、対策していただきたいです。

暫定的な調節池を造成する当面の工事は、今後の第二調節池全体の築造に試験的な意味合いを持つと考えられます。私達市民は、治水と両立させて自然環境の保全に配慮した第二調節池の築造を求めてきましたが、今回の当面の工事においても、動植物の生息環境の復元と水路・水源の保全を積極的に取り入れ、先進的な試みを行うようお願いします。